

第2号様式

レンタカーが放置車両として確認された場合の取扱いについて（概要）

（令和6年4月17日 鹿交指第45号）

本通達は、本県において警察官又は駐車監視員が放置車両であると確認して標章を取り付けた車両がレンタカーである場合の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- レンタカー事業者への連絡
- 運転者出頭時の措置
- レンタカー事業者に対する放置違反金納付命令
- レンタカー協会加盟事業者における措置
- レンタカー協会非加盟事業者における措置
- レンタカーに表示されている連絡先シールに関する留意事項

等である。